



金 沢 市 公 報

号外第2号

令和3年(2021年)3月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 条 例

○金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会議務局)	1
----------------------------------	---

条 例

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎ 金 沢 市 条 例 第 1 号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市議会委員会条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 教育委員会の所管に属する事項（青少年野外体験施設、金沢市教育プラザ地域教育センター及び金沢市長土堀青少年交流センターに係る青少年の育成に関する事項に限る。）

第2条第5号ウ中「事項」の次に「（青少年野外体験施設、金沢市教育プラザ地域教育センター及び金沢市長土堀青少年交流センターに係る青少年の育成に関する事項を除く。）」を加える。

第2条 金沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「福祉局」を「福祉健康局」に改め、同号ウ中「保健局」を「こども未来局」に改め、同号中エを削り、オをエとし、同条第5号ウ中「（青少年野外体験施設、金沢市教育プラザ地域教育センター及び金沢市長土堀青少年交流センターに係る青少年の育成に関する事項を除く。）」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の金沢市議会委員会条例第2条の市民福祉常任委員会及び文教消防常任委員会の常任委員、委員長及び副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第1条の規定による改正後の金沢市議会委員会条例第2条の市民福祉常任委員会及び文教消防常任委員会の常任委員、委員長及び副委員長に選任されたものとみなす。

令和3年(2021年)3月19日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)3月19日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	